

## 大島正光賞 選考及び授与規程

### 第1条 (本賞の設定の経緯)

本賞は、日本人間工学会名誉会長大島正光氏より寄贈された基金をもって設けられたものである。

### 第2条 (本賞の目的)

本賞は、人間工学に関わる研究において優れた成果の認められる者に対して、さらに今後の研究の発展を期待し、研究助成の意味も含めて授与することを目的とする。

### 第3条 (本賞の対象)

本賞は、対象年に一般社団法人日本人間工学会誌「人間工学」誌上に掲載されたすべての原著のうち、最も優れた論文1件に対して授与されるものとする。なお、論文のテーマは問わないが、筆頭著者は本学会会員であることを条件とする。

### 第4条 (対象者の除外)

第2条の「本賞の目的」に照らして、過去に本賞を受賞した者は受賞資格を有しない。

### 第5条 (本賞の内容)

本賞の内容は、賞状及び副賞10万円とする。

### 第6条 (本賞の期間)

本賞の継続期間は、副賞該当額の基金の存在する年までとする。

### 第7条 (本賞の性格の見直し)

第3条に示した「本賞の対象」については、一般社団法人日本人間工学会賞など他の表彰制度が整備された段階で、必要に応じ見直すこととする。

### 第8条 (選考主体)

本賞の選考は、表彰委員会委員長を議長とする大島正光賞選考会(以下、選考会)で行う。

### 第9条 (選考方法)

別に定める細則に従って選考を行う。

- (1) その年に一般社団法人日本人間工学会誌「人間工学」誌上に掲載されたすべての原著の中から、本賞の目的等を踏まえ、授与対象となる論文を決定する。
- (2) 授与対象となる論文は1編とし、該当なしも可とする。

### 附則

- 1 本規程は2002年1月8日から施行する。
- 2 2008年11月19日改定
- 3 一般社団法人化に伴い2009年11月13日改定
- 4 2011年2月22日改定